

大分県子ども食堂応援補助金 よくある質問集

R6. 6. 28時点

No.	質問	回答
1	遊具、図書、学習教材・機材、楽器とは具体的に何を指しますか。	おもちゃなどの遊具、サッカーボールやバレーボールなどのスポーツ用品、図鑑、算数・英語・漢字ドリル、電子ピアノなど、子どもたちが使用するものになります。
2	購入予定品がわかる見積書等は何を指しますか。	購入予定品の見積書やカタログ、HPのコピーなど、品物と金額、購入店舗が分かる書類になります。
3	購入予定品が変わっても大丈夫でしょうか。	購入する品物が変わる場合は、変更後の見積書を提出ください。 なお、変更により金額が上がった場合であっても、補助上限額は交付決定額になります。 また、品物によっては対象外の可能性もありますので、事前にご相談ください。
4	提出した見積書の金額から値上がりした場合、値上がりした金額も補助されますか。	値上り分は、補助の対象になりません。 補助金額は、交付決定額が上限になります。
5	物品はいつ購入していいですか。	交付決定後です。
6	内示後のスケジュールについて教えてください。	内示後に、交付申請書を提出していただき、交付決定通知を行います。 交付決定を受けたあとに物品を購入いただき、最後の物品を購入後1か月以内に実績報告書を提出していただきます。
7	実績報告書の添付書類にある領収書、請求書の写しは何が必要になりますか。	物品を購入したことが分かる領収書やレシートが必要になります。 領収書等には、宛名や購入日、納品日、購入した内容、購入先がわかるものを提出してください。
8	支払いまでの日数はどれくらいかかりますか。	実績報告の提出後、申請件数によって前後しますが、おおむね1か月以内を予定しております。
9	令和6年度途中に廃止（休止）した場合は、補助金返還の対象でしょうか。	補助金返還（県からの補助金交付前であれば交付決定取消）の対象となります。 申請期間終了後であっても、必ず県にご報告ください。
10	この補助金の予算額に達した場合は、どうなりますか。	予算額を超えた申請の場合は、昨年度補助を受けていない団体を優先したうえで、予算の範囲内に収まるように調整し、内示します。